

子育て

参加しませんか ちびっこお楽しみ交流会

幼児向けの楽しい人形劇を行います。また、町内の子育てサークルの活動紹介や子育てに関する情報交換などがありますので、ぜひご参加ください。参加無料です。

▼日時 3月11日(木)

10時～11時30分

▼会場

白樺コミュニティーセンター

▼対象 町内の小学校入学前のお子さん・お父さん・お母さん

▼内容 人形劇「かばさんのおくりもの」「がらくたさーかす」「うたのかげえ」他

▼共催 3才児にこにこ教室

1,2才児にこにこクラブ 当別町教育委員会他

▼問合せ 町教委社会教育課

(白樺コミセン内・☎23-2511)

福祉

4月から肝機能障害による 身体障害者手帳が交付されます

▼対象者 認定基準に該当する肝機能障害のある方。

※認定基準は、肝機能障害の重症度分類である Child-Push 分類によって判定します。3か月以上グレードCに該当する方が概ね身体障害者手帳の交付対象となります。ただし、診断前の6か月間にアルコールを摂取している方等は対象とはなりません。

▼申請方法 申請書、診断書、写真(縦4cm横3cm)を下記窓口へ提出してください。

▼問合せ 福祉課障がいサービス係
(ゆとろ内・☎25-2665)

福祉

該当する方は申請を 障がいのある方の各種手当

身体、精神、知的障がいがある方に対して補助金を支給しています。所得による制限がありますので、詳細はお問い合わせください。

①特別児童扶養手当

◆**支給資格** 身体や知的に一定以上の障がいのある児童の父もしくは母または養育者

◆**支給額** (児童一人につき・月額)

1級(重度) 50,750円

2級(中度) 33,800円

②特別障害者手当・障害児福祉手当

◆**支給資格**

・特別障害者手当 身体や精神、知的に著しく重度の障がいがある20歳以上の方

・障害児福祉手当 身体や精神、知的に著しく重度の障がいがある20歳未満の方

※施設に入所中の方、公的年金を受給している方には支給されません。

◆**支給額** (月額)

特別障害者手当 26,440円

障害児福祉手当 14,380円

▼**問合せ** 福祉課障がいサービス係

(ゆとろ内・☎25-2665)



福祉

一定要件の該当者に支給されます 児童扶養手当

▼**対象** 離婚などで父親と生計を共にしていない児童(18歳に達した年の年度末まで。心身障がい児は20歳未満)を養育している母子家庭などの方。(家庭状況により請求できない場合もあります。)

※一定以上の所得のある方(同居している親族等を含む)は手当の全部、または一部が支給停止になる場合があります。

▼**申請方法** 申請用紙を福祉係窓口にて用意しています。詳細はお問い合わせください。

▼**問合せ** 福祉課福祉係

(ゆとろ内・☎23-3019)



福祉

国立北海道障害者職業能力 開発校 生徒募集

国立北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者を対象に就労に必要な知識や技能を習得して自立を目指す職業訓練施設です。

平成22年度の入校生を定員に達するまで追加募集しています。応募方法などの詳細は、本校までお問い合わせください。

▼**問合せ** 同校(☎0125-52-2774) 砂川市焼山60番地

がん検診

しっかり受診しましょう
各種がん検診

胃・肺・大腸がん検診は毎年、子宮・乳がん検診は2年に1度受けることができます。

受診を希望する方は、事前にお申し込みください。

①センター検診

集合場所からバスで北海道対がん協会札幌検診センターへ送迎します。

◆対象 胃がん35歳～、肺・大腸・乳がん40歳～、子宮がん20歳～、骨粗しょう症30歳～59歳(女性)

◆日程 4月19日(月)

集合時間 7時55分～8時10分

◆集合場所 ゆとろ

②個別検診

都合の良い日に個人で北海道対がん協会札幌検診センター(札幌市東区北26条東14丁目)にて受診できます。

子宮がん・乳がん検診無料クーポン券をお持ちの方へ

無料クーポン券の有効期限は、3月31日までです。クーポン券を紛失した場合は再発行できませんので、ご連絡ください。

▼問合せ

福祉課保健サービス係
(ゆとろ内・☎23-2346)

JR石狩当別駅で車両の 夜間停車を行います

学園都市線電化に向けた工事のため、20時から翌日5時頃の間、JR石狩当別駅でエンジンをかけた状態で車両が停車します。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

▼期間 3月15日～12月14日

▼問合せ JR石狩当別駅
(☎23-2124)

予防接種

忘れずに接種しましょう
予防接種

①DPT

(ジフテリア・破傷風・百日咳)

◆対象

○1期初回

生後3か月～7歳6か月(3回)

○1期初回接種終了後6か月以上あけて(1回)

②DT(ジフテリア・破傷風)

◆対象 11歳～13歳未満(1回)

※乳幼児期に受けた「DPT(3種混合)」の追加免疫を得るために受ける必要があります。

③麻しん(はしか)・風しん

◆対象(平成21年度):各期1回

1期 生後12か月～24か月未満

2期 小学校就学前の方

3期 中学1年に相当する方

4期 高校3年生に相当する方

※2、3、4期の方は3月31日までが接種期間となっていますので、忘れずに接種しましょう。

▼持ち物 母子健康手帳、予診票(麻しん風しん3・4期の方のみ)

※3・4期対象の方には予診票を、平成21年3月末に個別に送付しています。紛失された方は、ご連絡ください。

▼接種場所 健康ひろば「町内委託医療機関」に掲載。

※事前予約が必要

▼問合せ

福祉課保健サービス係
(ゆとろ内・☎23-2346)



あそびのひろば ☆3月の日程☆

時間は全て10時から11時30分

▼こりす・うさぎ(1歳6か月～就学前)

会場 ゆとろ(全て火曜日)

2日・9日・16日・23日

▼キャロット(1歳6か月～就学前)

会場 ふとみ保育所(全て水曜日)

3日・10日・17日・24日

▼ミニマトクラブ(乳児支援)

11日(木) ゆとろ

25日(木) ふとみ保育所

両日保健師が参加します。

▼サロン(0歳～就学前対象)

わんぱくサロン(子どもハウス)

毎週月・水曜日

※22日は祝日のためはお休みです。

すみれサロン(ふとみ保育所)

毎週金曜日

▼詳細・問合せ 子育て支援係

(ゆとろ内・☎25-2658)

保健

新型インフルエンザワクチン 接種費用免除について

町民税非課税世帯および生活保護受給世帯の方に新型インフルエンザワクチン接種費用の免除を行っています。また、費用免除の手続きを行わずに医療機関窓口で費用を自己負担された方に対して払い戻しをしています。

▼申請期間 3月31日迄

▼必要な持ち物

- ・新型インフルエンザ予防接種済証
- ・医療機関が発行する領収証
- ・振込先を確認できるもの(通帳など)
- ・印鑑

▼問合せ 福祉課保健サービス係
(ゆとろ内・☎23-2346)



第3回 当別町ふくしのまちづくり勉強会

近年、発達障がい者への支援が進められている中で、各地域、各年齢期での現状・課題を共有することで新たな取り組みを考えようと勉強会を実施します。

▼日時 3月27日(土) 午後1時～午後5時30分

▼会場 ゆとろ

▼イベントタイトル

「みんなに知ってほしい。ちょっと気になること。発達しようがいつてなあに？」

青森・大阪・滋賀・鹿児島のゆかいな取り組みから

▼問合せ

NPO 法人当別町青少年活動センターゆうゆう 24

(☎ 22 - 2896)



体育指導委員を募集します

町教委では、町民へのスポーツに関する指導やスポーツ組織の育成、スポーツイベントへの協力などスポーツコーディネーターとして活躍していただく『当別町体育指導委員』を募集します。



▼募集員数 13名

▼任期 5月1日～平成24年4月30日

▼任務 町民のスポーツ振興、スポーツについて理解を深めてもらうことを目的に各種スポーツの実技指導やその他スポーツに関する指導及び助言など。

▼申込方法 総合体育館に備え付けの応募用紙に必要事項を明記の上、提出してください。

▼応募締切 3月23日(火)

▼申込み・問合せ 社会教育課スポーツ振興係(総合体育館内・☎ 22 - 3833)

年金 読んで得する年金・国保のお話 国保

【国民年金の70歳までの任意加入について】

国民年金は20歳から60歳までの40年間加入することになっており、納付と免除期間等を合わせて25年以上ある場合に年金を受給することができます。

期間が不足している方は60歳から65歳までの間に任意加入することができ、さらに不足している場合には、70歳までの受給権がつくまで最長5年間任意加入ができます。60歳以降任意加入後の年金保険料の支払いは、原則として口座振替になります。手続きの際は、預金通帳及び口座届け印をご持参ください。なお加入日は手続きの日となります。

■役場窓口年金相談日

3月8日(月)・23日(火)〈戸籍年金係窓口〉

■年金保険相談所の開設

主催 札幌北年金事務所

日時 3月19日(金)10時～15時

場所 商工会館(錦町)

※年金保険相談は待ち時間短縮のため、1月から「予約制」になりました。ご相談される方は、札幌北年金事務所(☎ 011 - 717 - 4133)までお電話願います。

【3月は平成21年度最後の納期、第9期です】

納め忘れや口座振替を行っている預金に残高不足が生じないようにお願いします。また、納税が困難な方に納税課納税係で納税相談を行っています。

納税相談が無いまま未納にしていた場合は、保険証の有効期限が3か月の短期被保険者証の交付や保険給付が受けられない資格証明書が交付されることになりますので、ご注意ください。

【高齢受給者証を送ります】

国保に加入されている70歳以上の方で、医療機関などの窓口負担割合が1割の方は、4月以降も引き続き1割負担となります。

現在交付している受給者証の有効期限は、3月31日となっていますので、新しい受給者証を送付します。発送時期は、3月下旬を予定しています。

▼国保・後期高齢者医療についての問合せは

住民課国保・後期高齢者医療係(☎ 23 - 2467)

▼年金についての問合せは

住民課戸籍年金係(☎ 23 - 2463)